

# 蕨市立東中学校 いじめ防止基本方針

## I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を認識した時は、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

本校では、これまで「いじめは絶対に許さない」という強い理念のもと、教職員、生徒、保護者、地域が一体となって、その撲滅に向けて取り組んできた。今後も「蕨市いじめのない学校づくり宣言」及び「蕨市いじめのない明るい学校づくり会議」を受け、校区内小学校とも連携しつつ、生徒が安心して学校生活を送り、自らの力を十分発揮できるよう、いじめを許さない校風を一層確かなものにする必要がある。

そこで、「蕨市いじめ防止基本方針（平成30年2月改定）の規定に基づき、本校の実態に応じ、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等の対策を具体的に推進するため「蕨市立東中学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。（以下、「東中学校基本方針」という。）

## 第1 東中学校基本方針の策定

### 1 目的・基本理念

#### 目的

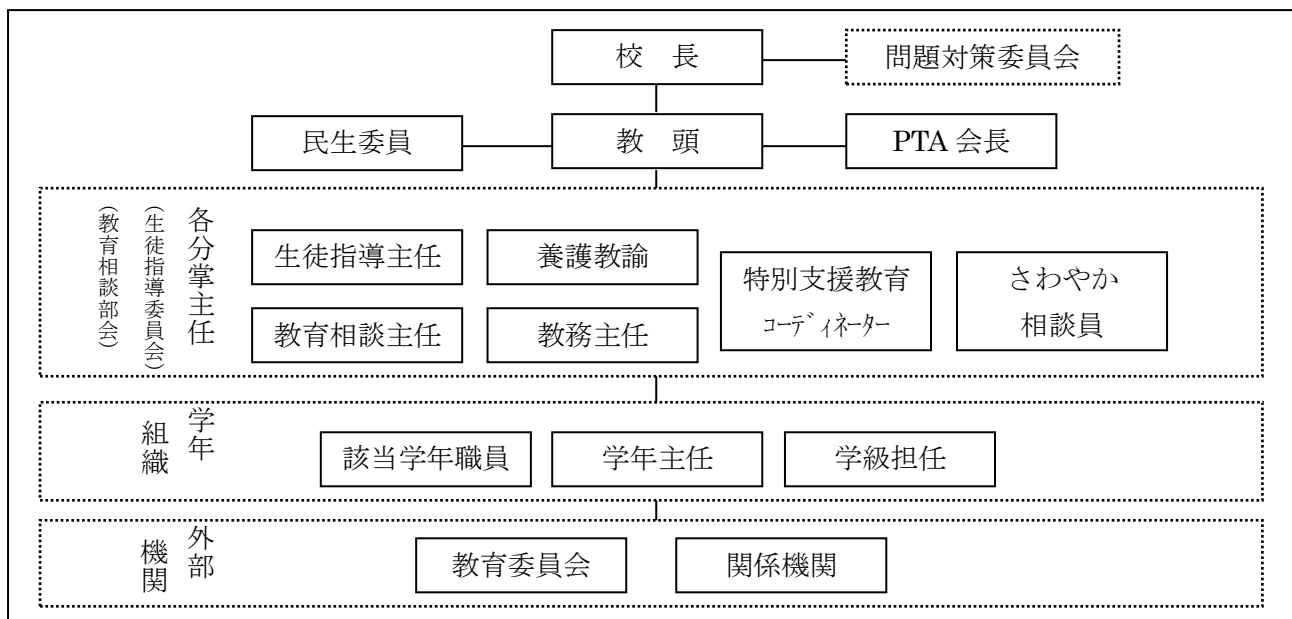
本校では、平成25年2月の「蕨市いじめのない明るい学校づくり宣言」及び、上記の平成30年2月の「蕨市いじめ防止基本方針」をうけて、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止基本方針」を策定する。これはいじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が中学校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容である。

#### 基本理念

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう未然防止に全力で努める。
- (2) いじめをせず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての生徒がいじめ問題に関して意識を高められるよう、互いに尊重し合う気持ちや態度を育てることを目指す。
- (3) いじめは絶対に許されないことであり、どの学校でも、どの生徒にも起こり得ることから、生徒の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。
- (4) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行なわなければならない。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめ防止委員会組織



### 2 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという認識のもと、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないために未然防止に取り組む。

- ・生徒の豊かな心を育てる。(学級への居場所づくり、自己肯定感・自尊感情の育成)
- ・全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動を推進する。(いじめの未然防止のための教育の充実)
- ・生徒によるいじめ防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行なうことができる体制を整備する。
- ・学校、家庭及び地域において、児童生徒が安心して過ごすことができるよう、児童生徒に対するあいさつ・見守り活動における連携を促進する。
- ・生徒指導主任を中心に「New Ts」を活用した教職員研修を年に1回実施する。
- ・学校を欠席した生徒に対する3日間ルールの徹底。担任または学年担当は、2日間続けて休んだ生徒に電話連絡、3日間続けて休んだ生徒に対して必ず家庭訪問を行う。

### 3 早期発見

日頃から生徒の状況の把握や信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、生徒、保護者がいじめ等の相談をしやすい体制を整え、いじめの早期発見に取り組む。

- ・学期に1回はいじめに関するアンケートを実施し、その後、生徒指導委員会で情報交換・協議。調査結果については、市教育委員会にも報告する。
- ・教育相談週間を年3回設け、担任が一人一人と面談する。調査結果については市教育委員会にも報告する。

#### 4 いじめ発生の措置

いじめに係る通報を受けた場合、生徒がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめを止めさせるとともに再発防止に努める。その際、いじめを受けた生徒・保護者の支援、いじめを行った生徒への指導、保護者への助言、全体の問題として学級・部活動への指導を組織的に行う。いじめは犯罪であることから、深刻な場合は蕨警察署に相談し、連携を図る。また、法第 23 条第 2 項に基づき、いじめに対する措置結果を本市教育委員会へ速やかに報告する。

##### ア いじめを行った生徒に対する措置

- ・いじめの内容や関係する生徒について事実関係を十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめは絶対に許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。
- ・当該生徒の保護者に対して状況を丁寧に説明し、家庭での指導の在り方等について助言する。

##### イ いじめを受けた生徒に対する措置

- ・必要に応じて当該生徒を別室で学習させるなどの措置を行い、いじめを受けた生徒が安心して教育が受けられるようにする。
- ・当該生徒の保護者に対して状況を丁寧に説明し、家庭での接し方等について支援する。
- ・養護教諭、さわやか相談員及びスクールカウンセラー等と連携し、心のケアに努める。

##### ウ 学年、学級、部活動等へ全体指導

- ・周りでははやし立てることはいじめ行為と同じことであること、傍観することはいじめ行為への加担と同じであることを理解させる。
- ・生徒たちが前向きな学校生活を送れるよう、活動の場を設ける等、いじめのない明るい集団作りを目指した指導を進めていく。

##### エ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、関係機関と連絡を取り、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて本市その他の関係機関等の協力や援助を求める。

##### オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、蕨警察署とへ相談し、連携を図る。

##### カ 法第 23 条第 2 項に基づき、いじめに対する措置結果を本市教育委員会へ速やかに報告する。

### 第 3 重大事態の対処

本校では、法 28 条に示された重大事態を全職員が理解し、重大事態が生じた際には本市教育委員会の指導、助言または援助のもと、問題対策委員会において次の通り調査を行うとともに、再発防止に全力で取り組む。

- (1) 重大事態が生じた場合は、法第 30 条第 1 項に基づき、その旨を本市教育委員会を通じて市長へ報告する。
- (2) 重大事態が生じた場合は、直ちにその事態に対処するとともに、法第 28 条第 1 項に基づき問題対策委員会において事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) 法第 28 条第 2 項に基づき問題対策委員会は、明らかになった事実関係その他必要な情報を、いじめに配慮する等適切な方法をもって行う。

- (4) 法第 28 条第 1 項の規定による調査結果は本市教育委員会を通じて市長に報告する。その際、いじめを受けた生徒またはその保護者から申し出があった場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果報告に添える。

#### 第 4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において、より実効性の高いいじめ防止等の取り組みを実施するため、東中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、その結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。